

# 新しい年度からの就学支援金の申請・届出について

※ くわしいおしらせは、今年の4月になったら事務室から配付します。

## ◆ 個人番号（マイナンバー）を利用する制度がはじまります。

今年の就学支援金の書類を学校に提出するときに、申請書類のほかに保護者（親権者）の個人番号（マイナンバー）がわかる書類も提出してください。提出してもらった、その個人番号（マイナンバー）を利用して神奈川県教育委員会が就学支援金の対象であるかどうかを審査します。

## ◆ 個人番号（マイナンバー）の何に利用するのか？

- ◇ 県民税と市町村民税の所得割の額を確認するために利用します。

## ◆ 個人番号（マイナンバー）を提出すると何がかわるのか？

- ◇ 課税証明書等を市区町村役場に取りに行く必要がなくなります！

- ◇ **新2、3、4年生は、毎年7月の手続きがいりません！**

＜個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出し、就学支援金の対象となった方（支給決定された方）＞

ご家庭の事情が変わらない限り、毎年7月の手続きがなくなります。

＜個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出したが、就学支援金の対象とならなかった方（支給決定されなかった方）＞

毎年7月の手続きが必要ですが、ご家庭の事情が変わらない限り、申請書の提出のみで、課税証明書等は必要ありません。

## ◆ 個人番号（マイナンバー）以外の書類で申請したい方

- ◇ これまでどおり、課税証明書等で申請することができます。

昨年とおなじように、7月に申請・届出書と課税証明書等の提出していただきます。

学校事務室から課税証明書用の申請書類等を6月頃に配付します。

**裏面も読んでください。**

## ◆ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類とは？

①～④のうちどれか1種類を保護者（親権者）全員分用意してください。  
もう少し詳しいお知らせや提出に必要な用紙などを今年の4月過ぎにくばります。

- ① 個人番号カードのコピー
  - ② 個人番号通知カードのコピー
  - ③ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
  - ④ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー
- ※ ②～④の書類は、保護者（親権者）の身分証明書類も提出してください。  
※ ③と④の書類は、市区町村役場で申請される時に「保護者（親権者）のみ個人番号（マイナンバー）の記載が必要」と必ず窓口の担当者に伝えてください。  
※ 「**個人番号と身分証明書類の組み合わせ**」を必ず読んでください。

## ◆ （注意点）個人番号カードが持っていない場合

◇ 個人番号カードは発行されるまでに1か月くらいかかります。

個人番号カード以外でも、個人番号が記載された住民票の写し等でも申請することができます。「**個人番号と身分証明書類の組み合わせ**」を読んでください。

## ◆ （参考）就学支援金とは？

◇ 就学支援金制度とは？

必要な書類を提出して就学支援金を受給できることになると、学校が生徒の代わりに国から就学支援金を受取ります。そして生徒の授業料に充てるため、授業料を払う必要がなくなります。

（就学支援金を生徒や保護者に直接現金で支給するわけではありません。）

◇ 住民税（都道府県民税と市町村民税）の金額で就学支援金の対象か判断します。

- 保護者（親権者）全員の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が50万7,000円未満（目安：年収約910万円未満）の世帯の方
- 生活保護を受給している世帯の方

**申請する必要がある！**

**全国の約80%の高校生が対象になっています！**

**就学支援金は、返済不要です！**

**ひとり親世帯に限った制度ではありません！**